

| 意見番号 | 大分類 | 小分類 | 【事業計画案に対するご意見】 | 市の考え方 |
|------|-------------|------------|---|---|
| 1 | 子育て支援地域支援事業 | 児童育成支援拠点事業 | <p>生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うのは、具体的にどこがあるいは誰が実施するのか。すでにボランティアグループやNPO法人等が取り組まれているフリースクールや子ども食堂がそれにあたるのか。児童の居場所となる場を開設する実施主体がわかりづらい。</p> | <p>児童育成支援拠点事業とは、素案P65に記載したとおり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童虐待防止を図ることを目的とした新たな事業です。国が示すガイドラインに沿って自治体が主体的に行う事業ですが、具体的な実施方法については、今後検討を進めてまいります。</p> |
| | 子育て支援地域支援事業 | 児童育成支援拠点事業 | <p>こどもが安心していられる家庭や学校以外の第三の居場所となる社会資源の開発を行う人材はどのように確保するのか、こども家庭庁が実施している「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を活用し専門的に活動できるコーディネーターを配置してほしい。</p> | <p>こどもが安心できる居場所については、個々によって様々であるため、こどもの意見を聴き、どのような居場所が必要なのか、児童福祉、教育等の関係機関が調査、研究するなかで、コーディネーターの配置についても検討してまいります。</p> |